

6月定例市議会から

市営住宅や火葬場建設など
1億4756万余円を追加

6月10日から22日まで定例市議会が開かれ、市執行部が提案した一般会計補正予算はじめ11議案はすべて原案どおり可決されました。おもな内容は次のとおりになっています。

一般会計補正は、懸案の火葬場建設費4850万7000円と、市営住宅36戸の建設費7304万3000円を柱に、1億4756万9000円が追加されました。これで、一般会計の総額は15億6814万7000円になりました。

董方町にブロック建て36戸

火葬場はすでに6月15日号の完成予想図でご覧のようなスマートな建物です。火葬炉は、今後の人口の増加と炉の補修工事の際の予備を考慮して4基炉とし、さらに産汚じょうごが再燃炉を各1基建設することになっています。7月中に着工し、47年4月に使用が始まるよう計画しています。市営住宅は、董方町柳団地の北側にブロック造り36戸を建設する予定です。

山都住宅、払い下げを申請

また山都町の、市営住宅80戸の払い下げは、ようやく建設省との事前協議が終

わり、譲渡処分承認の申請をすることになりました。このため確定測量と不動産鑑定をしなければなりませんので、委託料45万円を計上しました。

幡崎～長ノ原市道を
立体交差

道路関係では、市道幡崎～長ノ原線が、現在工事中の九州縦貫自動車道と立体交差することになりますので、この改良工事を実施したくはなりません。最少限の改良と創つて整備のため870万円を計上しています。このほか、とくに二期でもありますので、切込み、砕石などをまわため200万円を追加しました。

都市計画街路事業の今泉～田代線関係では、東町地区の排水側へ改良と、今泉地区のかんがい用水を確保するための工事費など175万円を追加し、都市計画費は当初と合わせて、1億8757万7000円になりました。

このほか、交通安全のため、通学道路や危険箇所、歩道、ガードレール、道路標識などを建設するため250万円を追加しました。当初の予算で計上された200万円はすでに施工中です。

鳥栖中改築の基本設計へ

鳥栖中学校を建て直す工事は、47年度から着手する計画で、今回、基本設計の委託料100万円を計上しました。

また旧河内小学校の校舎を、社会教育研修場として生かすため、30万円を手入れをし、30人程度の宿泊ができるよう流し台も取りつけます。このほか、去る4月1日発足した鳥栖地区広域市町村協議会の負担金を49万7000円計上しました。

福祉資金貸付限度額引上げ

市は福祉資金貸付金条例により、低所得世帯、身体障害者世帯、母子世帯で急な資金が必要なとき無利子でお金を貸しています。

このほか、これまで引かれていた貸付金の種類を3つにまとめ、貸付限度額も引

上げました。

国税の最高限度額
8万円に

国民健康保険税は、世帯主とその家族の被保険者について算定した所得割額と被保険者均等割額、それに世帯平等割額の合算額です。

この合算額が8万円を越える場合は課税額は8万円にすることになりました。地方税法の改正によるもので、今までは5万円でした。

また扶養控除額6万5000円が8万円に引上げられました。

以上のような税法の改正に伴い、国税の計算に時間がかかりますので、本来6月納期の1期分は、今年に限り7月中に納めていただくことに決まりました。

福祉資金の貸付内容

種類	内 容	限度額	償還期限
事業継続資金	事業を継続するのに必要な資金	3万円 ただし、特に必要な場合は5万円	1年以内 ただし、貸付金額が3万円以上のものについて、特に必要と認められた場合は2年以内
生活保護資金	生活、出産、葬祭、医療および就職支度に必要な資金	2万円 ただし、特に必要な場合は3万円	
特別生活資金	緊急に必要な生活資金	5000円	5か月以内

※ いずれも月賦償還。

ツベルクリンとBCG

接種

ツベルクリンとBCG接種を別表の日どりで実施します。該当者は、別途お届けしました通知書をお忘れなく、おいってください。時間は午後1時30分から3時までになっています。

ツベルクリンとBCG接種日程

場 所	ツベルクリン	判定とBCG
田代 公民館	7月5日	7月7日
神辺 公民館	7月6日	7月8日
基里 公民館	7月12日 7月13日	7月14日 7月15日
麓 公民館	7月19日	7月21日
旭 公民館	7月20日	7月22日
鳥栖小体育館	8月2日	8月4日
中央 公民館	8月3日 8月9日	8月5日 8月11日

国税1期分は

7月中旬に……

国民健康保険税1期分は、今年に限り7月1日から31日までに納めていただきます。これは地方税法改正による計算事務のためで、納税通知書は7月上旬にお届けします。

ジフ・百日せき混合接種

乳幼児のジフテリア・百日せき混合予防接種を次のとおり実施しますのでおまねく受けてください。

▶該当者 生後3カ月過ぎて1回、その後3～4週間ごとに2回、さらに12～18カ月の間にもう1回受けさせてください。

▶期 日

7月16日(金) 田代、基里、麓、旭
7月17日(土) 鳥栖地区

▶会 場 中央公民館(本町三丁目)

▶時 間 午後1時30分から3時まで

▶注 意

- ①種痘、小児マヒ、はしかの生ワクチン、BCGの予防接種を受けてまだ1カ月以上経過していない人は、今月の接種はできません。
- ②乳幼児の接種は必ず保護者がつれてきてください。

引揚者特別交付金国債の特
別買上げ、貸付ができます

引揚者特別交付金国債を担保にした貸付けまたは国債の特別買上げ制度がありますので、ご利用ください。

<貸付け> 事業資金として、国債を担保に貸付けるもので、限度額は15万円。

<特別買上げ償還> 生活資金のため、国が一括買上げるもので、生活保護を受けている人や、その他の生活に困っている人に限られています。買上げ限度は12万円。この制度は市にワクがあ

水道管を洗います

— 7月12日まで —

水道課は、6月25日から7月12日まで、上水道の配水管内を洗う作業をしています。これは夏になると水の使用量が急にふえ、水の流れる速度や量が急に変化し、にがり水の原因になりますので、これをふせぐため、毎年行なっているものです。洗管は慎重に行ないますが、一部で水圧の低下や、にがり水の出るおそ

りますので、福祉事務所社会係で早目にご相談ください。

貸付けも買上げも所定の手続きが必要ですから、必ず記名者本人がおいでください。

農業就業改善の相談
員決まる

46年度の農業就業改善相談員が次のように決まりました。相談員は、農業期労働力の需給円滑化、家族協力農業、後継者確保に関する啓発、指導、省力農業技術の導入、出かせぎ、離農転職等の希望調査などの相談活動をお願いします。

相談員の氏名(敬称略)

▼西佐次氏(曾根崎町)▼村田文明(村田町)▼古川進(安楽寺町)▼有江武男(田代新町)▼平塚繁太郎(宿町)▼塚木

れがあります。洗管の日どりは回覧でお知らせしましたが、該当地区では次のこと

ご注意ください。

- (1)作業前に貯水しておきましょう。
- (2)にがり水が出る間は、お手数ですが、しゃっぴに布袋などをかけてください。
- (3)作業が終わっても、水流が落ち着く間または他の地区でも、にがり水が出る場合がありますので、ご了承ください。

善人(水屋町)▼牛島藤太(幸津町)▼有馬忠(安楽寺町)▼権藤岩記(古賀町)▼寺門加一(酒井西町)▼今村友(平田町)▼伊東敏夫(村田町)▼山内政家(曾根崎町)▼江頭文吾(久留米市)▼松岡萬(高田町)▼松隈弘(袖比町)▼久保山博(原町)▼於保正治(立石町)▼執行敏之(三島町)▼松田厚子(田代本町)

保険医離辞退が実施されたら

- ▼つかえない保険証
- ①政府管掌健康保険、②組管掌健康保険、③共済組合健康保険、④船員保険、⑤日曜健康保険
- ▼つかえる保険証と公費医療
- ①国民健康保険、生活保護、結核予防、精神衛生。
- ②国立、県立、市立、日赤、済生会社会保険病院など、または保険医を辞退していない医師からは、今までどおり保険証で診療がうけられます

— 7月のよろず相談は14日、市役所で —